平成２４年（フ）第１５５０号
横浜市神奈川区菅田町431番地７　菅田グリーンハイツ203号
債務者　藤巻　綾子（旧姓日野）
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月２日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７１１号
神奈川県海老名市国分北１丁目21番24―403号
債務者　佐藤　達朗
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月２日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８１２号
横浜市栄区上郷町298番地６　ハピネスＳＵＮＡＤＡ201
債務者　北田　夕香（旧姓加藤）
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月２日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８７５号
横浜市瀬谷区相沢３丁目19番地の１　キャッスル平本205
債務者　増井　克紀
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月２日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８８４号
横浜市保土ケ谷区岩井町10番地１　グリフィン横浜・保土ケ谷駅前506号
債務者　村越　正江
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月２日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８８６号
神奈川県高座郡寒川町一之宮９丁目４番11―102号
債務者　大脇　勝美
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月２日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８８８号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台17番３―501号
債務者　古谷　　敦
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月２日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８８９号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台17番３―501号
債務者　古谷　　瞳
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月２日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４５１７号
大阪府寝屋川市打上元町17番２―207号、前住所大阪府寝屋川市打上元町32番12号
債務者　山本　智佳
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月13日午後１時30分　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７４３号
大阪府高槻市芝生町１丁目59番20号
債務者　仲谷　　恵
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月13日午後１時30分　大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２３年（フ）第６９７号
札幌市東区北31条東18丁目７番15―301号、申立時の住所札幌市白石区菊水４条２丁目３番26―405号
破産者　山口　　章
１　主文　当裁判所が平成24年７月18日午後２時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「札幌市白石区菊水４条２丁目３番26―405号」とあるのを、「札幌市東区北31条東18丁目７番15―301号、申立時の住所札幌市白石区菊水４条２丁目３番26―405号」と更正する。
２　決定年月日　平成24年９月５日　札幌地方裁判所民事第４部

破産手続終結

平成２３年（フ）第４８６９号
東京都千代田区丸の内１丁目１番３号
破産者　レイディア株式会社
１　決定年月日　平成24年９月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　届出をした破産債権者の全員が破産債権の届出を取り下げ、かつ破産廃止の申立てもなかった。　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６００８号
滋賀県甲賀市信楽町長野491―２
破産者　宇田　和史
１　決定年月日　平成24年９月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　届出をした破産債権者の全員が破産債権の届出を取り下げ、かつ破産廃止の申立てもなかった。　東京地方裁判所民事第20部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第６３４号
札幌市東区北28条東21丁目２番10号　アーバンハウス402号
破産者　栃内　法久
１　破産債権の届出期間　平成24年10月４日まで
２　一般調査期日　平成24年12月５日午前10時30分
平成24年９月６日　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５５号
長野県松本市大字神林2662番地２
破産者　有限会社アルプス商事
１　破産債権の届出期間　平成24年10月９日まで
２　一般調査期日　平成24年12月11日午前11時
平成24年９月６日　長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第９２号
三重県津市河芸町浜田553番地50、住民票上の住所三重県津市河芸町杜の街２丁目31番地16
破産者　青木　雅弥
１　破産債権の届出期間　平成24年10月９日まで
２　一般調査期日　平成24年12月７日午前10時
平成24年９月７日　　津地方裁判所破産係